

和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

和光市国民健康保険税条例（昭和35年条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6.3万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>6.3万円</u>とする。</p> <p>3（略）</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>1.7万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>1.7万円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定により控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.2</u>を乗じて算定する。</p> <p>2（略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>18,000円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の</p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6.1万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>6.1万円</u>とする。</p> <p>3（略）</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>1.6万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>1.6万円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定により控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.9</u>を乗じて算定する。</p> <p>2（略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>16,800円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の</p>

総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の1.7を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号エに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,600円

イ(略)

総所得金額等に100分の2.0を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について7,200円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の1.2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について7,200円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号エに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 11,760円

イ(略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険
者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
） 1人について 6,300円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均
等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第
2項に規定する世帯主を除く。） 1人につ
いて 6,300円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び
山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者
並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険
者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等
の数が2以上の場合にあっては、43万円に当
該給与所得者等の数から1を減じた数に10万
円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険
者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5
千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税
義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均
等割額 被保険者（第1条第2項に規定する
世帯主を除く。） 1人について 9,000円

イ（略）

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険
者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
） 1人について 4,500円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均
等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第
2項に規定する世帯主を除く。） 1人につ
いて 4,500円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び
山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者
並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険
者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等
の数が2以上の場合にあっては、43万円に当
該給与所得者等の数から1を減じた数に10万
円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険
者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円
を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務
者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均
等割額 被保険者（第1条第2項に規定する
世帯主を除く。） 1人について 3,600円

イ（略）

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険
者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
） 1人について 1,800円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均
等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第
2項に規定する世帯主を除く。） 1人につ
いて 1,800円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険
者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
） 1人について 5,040円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均
等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第
2項に規定する世帯主を除く。） 1人につ
いて 5,040円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び
山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者
並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険
者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等
の数が2以上の場合にあっては、43万円に当
該給与所得者等の数から1を減じた数に10万
円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険
者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5
千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税
義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均
等割額 被保険者（第1条第2項に規定する
世帯主を除く。） 1人について 8,400円

イ（略）

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険
者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
） 1人について 3,600円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均
等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第
2項に規定する世帯主を除く。） 1人につ
いて 3,600円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び
山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者
並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険
者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等
の数が2以上の場合にあっては、43万円に当
該給与所得者等の数から1を減じた数に10万
円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険
者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円
を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務
者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均
等割額 被保険者（第1条第2項に規定する
世帯主を除く。） 1人について 3,360円

イ（略）

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険
者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
） 1人について 1,440円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均
等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第
2項に規定する世帯主を除く。） 1人につ
いて 1,440円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の和光市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和 年 月 日提出

和光市長 松本 武洋

提 案 理 由

国民健康保険税の税率等を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。